



4 . 設立後の手続き（諸官庁への届出）

登記が完了し法人が成立すると、法人設立の届出書等を諸官庁へ提出します。

1) 行政庁への届出（農事組合法人のみ）

農事組合法人の場合、設立登記が完了して法人が成立したときは、行政庁に届け出なければなりません。

提出先	書類等の名称	備考（提出期日、注意事項）
都道府県知事 （又は農林水産大臣）	農事組合法人設立届出書 〔添付書類〕 ・登記簿謄本 ・定款（写し） ・事業目論見書又は事業計画書 ・設立総会議事録	設立後 2 週間以内 地区の範囲が県境を越える場合は地方農政局を通じて農林水産大臣に提出する。 別紙参考資料参照

2) 税務関係機関への届出

法人は納税義務が生じるため、設立した場合には税務関係機関に必ず届出が必要です。

（1）税務署

提出先	書類等の名称	備考（提出期日、注意事項）
税務署	法人設立届出書 〔添付書類・部数〕 1. 定款の写し 1部 2. 設立の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）1部 3. 出資者の名簿 1部 4. 現物出資者の氏名、出資金額及び出資の目的物の明細を記載した書類 1部（現物出資がある場合） 5. 設立趣意書 1部 6. 設立時の貸借対照表 1部	設立後 2 カ月以内 届出書、申請書の用紙は税務署で交付を受ける（青色申告の承認申請書以降についても同じ）
	青色申告の承認申請書	設立後 3 カ月以内 申請しないと経営基盤強化準備金制度などの対象にならない
	減価償却資産の償却方法の届出書 棚卸資産の評価方法の届出書	最初の確定申告書提出期限まで届出をしない場合は、最終仕入原価法となる
	給与支払事務所等の開設届出書	事務所開設から 1 カ月以内
	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	提出した月の翌月から適用

申請手続き、様式等については国税庁ホームページ参照

(2) 都道府県税務事務所及び市町村税務課

提出先	書類等の名称	備考（提出期日、注意事項）
東部及び西部県民センター	法人設立届出書 〔添付書類〕 ・登記簿謄本 ・定款（写し）	設立後2カ月以内 届出書の用紙は税務署で交付のものをを用いる
市町村税務課	法人設立届出書 〔添付書類〕 ・登記簿謄本 ・定款（写し）	設立後2カ月以内 届出書の用紙は税務署で交付のものをを用いる

3) その他

必要に応じ、労働基準監督署、公共職業安定所、社会保険事務所などに提出します。

(1) 労働基準監督署

労働者を1人でも雇用すると次の書類を提出しなければなりません。

提出先	書類等の名称	備考（提出期日、注意事項）
労働基準監督署	適用事業報告	事業を開始したとき遅滞なく
	労働保険関係設立届 労働保険概算・確定保険料申告書	労働保健関係が設立した日の翌日から10日以内
	就業規則届（就業規則を制定した場合）	常時10人以上の労働者を使用するときは遅滞なく

(2) 公共職業安定所

労働者を1人でも雇用すると次の書類を提出しなければなりません。この届がないと失職したときに雇用保険の失業給付が受けられなくなります。

提出先	書類等の名称	備考（提出期日、注意事項）
公共職業安定所	雇用保険適用事業所設置届	事業開始から10日以内
	労働保健関係成立届	労働保険関係が成立した日の翌日から10日以内
	雇用保険被保険者資格取得届	従業員を雇った時、その月の翌月から10日まで

(3) 社会保険事務所

農事組合法の場合

確定給与を支給する法人の場合、厚生年金の被保険者となりますので、社会保険事務所に次の書類を提出する必要があります。

確定給与を支給しない農事組合法人は、国民健康保険が適用されます。

提出先	書類等の名称	備考（提出期日、注意事項）
社会保険事務所	健康保険新規適用届	事業を開始したとき遅滞なく
	健康保険被保険者資格取得届（従業員を雇ったとき）	雇い入れ後5日以内

会社法人の場合

健康保険、厚生年金の被保険者となりますので、社会保険事務所に次の書類を提出する必要があります。

提出先	書類等の名称	備考（提出期日、注意事項）
社会保険事務所	健康保険・厚生年金新規適用届 〔添付書類〕 ・新規事業所現況届 ・被保険者資格取得届 ・健康保険被扶養者届 ・法人登記謄本 ・保険口座振替依頼届	事業を開始したとき遅滞なく
	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（従業員を雇ったとき）	雇い入れ後5日以内

5 . 法人設立に係わるチェックリスト

1) 経営全体に関する事項

欄	項 目	ポ イ ン ト
	グループ員の法人化に対する意向調査	疑問点・問題点・課題を洗い出し、「課題整理」に活用する
	家族との合意形成	農地所有者・妻・後継者への説明とともに了解を得る
	法人形態の選択	農事組合法人か会社法人かを、それぞれの形態の特徴・利点を理解・確認して決定する
	法人名称・キャッチフレーズの決定	地区のイメージ・立地条件等を勘案し、数点の候補を決定する
	法人の事業内容	予測できる全ての事業を網羅する
	集落内外への法人設立説明と合意形成	法人の経営方針、営農体制説明による、集落・周辺農家等からの了諾を得る
	法人参加の方式	法人参加の呼びかけ、中途加入・脱退の際の取り扱いを検討する
	農業生産法人の構成員・役員要件（常時 従事者）	従事見込日数や提供農地面積に基づくシミュレーションを行い、構成員・役員を選定する
	出資の方法	出資の有無、出資金の総額、出資割合・配分（均等割or面積割or口数etc）、を検討する
	利益の配分方法	利益配分の考え方（従事分量or確定給与or出資配当、役員報酬の設定etc）を検討する
	転作作目収益の配分方法	全面積プール計算or米収益とは区分して配当する等、その方法を検討する
	管理技術の格差の調整方法	収穫高・品質の個人格差について、配当の増減を行うかどうかを検討する
	経営（営農）計画書の作成	概ね5カ年程度の収支計画、資金繰表、機械施設等資産台帳・導入計画・償還計画を作成する
	構成員の出役体制	所有水田面積等に応じた出役日数の決定等、作業体制を検討する
	水稻以外の作目栽培の検討（転作対応）	法人で取り組むか、団地化をするか、個人利用の場合の扱いをどうするか等を検討する

欄	項 目	ポ イ ン ト
	農作業の実施方法	オペレーター方式or個人対応部分の検討、オペレーターの選定(専従or複数対応)を検討する
	女性・高齢者の活用	「地産地消」の推進、補助労力の確保と活用の観点から検討する
	若い世代の登用	「世代交代」への準備を含め、役員・オペレーターへの登用を検討する
	会計事務	経理担当者の決定と管理方法を検討する。税務申告を誰がするのかなど。
	会計年度の設定	設立時期を見据えた年度設定を行う
	21 飯米・縁故米の取り扱い	基本売渡 quantity や徴収方法(相当額を従事分量配当から控除or現金買取)等について検討する
	22 法人化後の組織体制・業務分担	組織体制図と業務内容を検討し、分担に伴う責任の所在(担当者)を明確化する
	23 中山間地域等直接支払制度との兼ね合い	使用収益権の委譲による協定集落内への説明と承諾を得る
	24 農業経営改善計画(認定農業者)の申請	将来の経営発展を見据え、設立前後に申請することを検討する
	25 栽培作目の販売先	全量JA出荷とするか産直等販路を開拓するかを検討する
	26 水稻作業受託の見込み	概ね5カ年間程度の集落内外の作業受託面積(見込み)を把握し、経営計画・施設機械導入計画を策定する
	27 隣接集落以外からの作業委託への対応	作業効率・施設機械規模等を勘案し検討する
	28 水稻育苗への対応	共同育苗or個別対応or外部委託等について検討する
	29 社会保障制度の確認	健康保険・年金保険等、個別の状況を把握しながら確認する

2) 農地に関する事項

欄	項 目	ポ イ ン ト
	農地の利用集積方法	「基盤強化法」に基づいて集積するか、「農地法」に基づいて集積するかを検討する
	集積農地の種類	水田のみとするか、畑地・採草地等も集積するかを検討する
	農地提供面積・作業委託面積の確認	構成員一覧表を作成し、従事見込日数や提供農地面積等を集約する
	畦畔管理・水管理の方法（水稻）	管理方法(基本的に所有者)・管理範囲を確認する 管理者不在の農地の管理方法等を検討する
	転作田の畦畔管理・水管理の方法	管理方法を所有者とするか法人直営とするかを検討する
	農地の利用権設定（期間）	適当な契約期間の検討と農地所有者名義を確認する
	農業者年金に留意した農地の権利移動	農業者年金の加入者がいる場合、受給資格の消失がないよう留意する
	農地の利用権設定の中途解約の取り扱い	法令等を確認するとともに、資産・負債の精算方法・定款等への記載の有無を検討する
	農地を現物出資した場合の取り扱い	譲渡所得税・相続税等、税制上の仕組みを確認する

3) 施設機械に関する事項

欄	項 目	ポ イ ン ト
	個人所有機械の処分方法	既存の所有機械は全て処分する方向で検討する
	機械更新をしない申し合わせ	機械更新は絶対に行わず、使用できるまでは利用する
	グループ利用機械の引き継ぎ	補助事業や制度資金活用によるものか否かを確認の上、資産・負債の引継ぎや貸借方法を検討する
	使用施設機械の管理方法	担当制or委託管理の検討を行う
	施設機械の新規導入（更新）	設立時に必要となる新規施設機械の導入検討とともに、既存機械の更新時期について確認する

欄	項 目	ポ イ ン ト
	組合員利用の方法	法人借入地以外の耕作等に法人所有分を使用した場合、利用料徴収or使用不可等を検討する
	員外利用の方法	利用料徴収or使用不可等を検討する
	J A (町) 所有施設機械の利用	ライスセンター・育苗センター等の利活用について検討する

4) 料金・単価設定に関する事項

欄	項 目	ポ イ ン ト
	出資金額（一口当たり金額）の設定	個別均等割or面積割etc経営(営農)計画や資金繰り等を勘案し決定する
	出資金の財源対策	個別の現金出資とするか補助・ソフト事業活用による出資金への充当とするか等を検討する
	小作料（地代）単価の設定	町標準小作料を基準に、水稻と転作作目別の単価設定(の是非)を検討する
	オペレーター料金単価の設定	町標準作業料金・周辺地区の実情、経営(営農)計画等を勘案し決定(時間or面積)する
	雇用費単価の設定	家族の出役に係る雇用費を決定する
	施設機械利用料金の設定（員外利用）	町標準作業料金・周辺地区の実情、経営(営農)計画等を勘案し決定(時間or面積)する
	畦畔管理・水管理料金の設定（水稻）	基準単価の決定、ほ場条件(収穫高・形状・土質etc)を考慮した単価設定の是非を協議する
	転作田の畦畔管理・水管理料金の設定	基準単価の決定、ほ場条件(収穫高・形状・土質etc)・作物を考慮した単価設定の是非を協議する
	施設機械のリース料・管理料金の設定	個人所有分に係る料金単価の決定(時間or面積)、や修理費の扱いについて検討する
	従事分量配当の基準設定	米収穫高・品質を考慮した単価設定の是非や、転作作目の配当基準について検討する

5) 制度資金・事業活用に関する事項

欄	項 目	ポ イ ン ト
	制度資金・補助事業の活用	将来を見据えたハード整備導入の検討や、ソフト事業の活用について検討する
	補助事業活用による返還額の設定	補助事業活用の場合、経営(営農)計画等を勘案しながら償還額等を決定する

〔参考文献・資料等〕

1. 図書等

- 「農業法人の会計と税務」(2009.10 全国農業会議所発行)
- 「集落営農マニュアル」(全国農業会議所・都道府県農業会議編、全国農業会議所発行)
- 「農業生産法人の運営一問一答」((社)日本農業法人協会編、全国農業会議所発行)
- 「集落営農推進ハンドブック」(全国農業会議所・都道府県農業会議編)
- 「Q & A 農業法人化マニュアル」((社)日本農業法人協会・全国農業会議所・全国農業協同組合中央会編、全国農業会議所発行)
- 「特定農業団体の設立・法人化マニュアル」(全国農業会議所発行)
- 「新版 法人化塾」(2009.11 JA全中企画編集、森剛一著 農文協)
- 「改訂版 農事組合法人の設立・営の手引」(H21.1 全国農業協同組合中央会)
- 「法人化と運営の手引き書」(H20.3 全国農業改良普及支援協会)
- 「農業生産法人手続きマニュアル」(2010.1 全国農業会議所)

2. 都道府県等作成資料

- 「農業法人(集落営農型)育成マニュアル」(H16年3月改訂、島根県農業会議所)
- 「集落営農推進マニュアル - 経営体としての集落営農を目指して - 」(H15年12月、石川県・(財)石川21世紀農業育成機構、JAグループ石川)
- 「集落農場型農業生産法人育成の手引き」(H16年3月、広島県農林水産部)
- 「改訂 農業法人の設立と運営」(H14年3月、(財)石川21世紀農業育成機構)

3. 国等資料

- 「中国地域における集落営農」の推進に向けて(16年5月、中四国農政局)
- 「集落営農への取組」(17年3月25日現在版、農林水産省)
- 「集落営農のすすめ」(17年8月29日、農林水産省HP)
- 「集落営農の法人化に向けて」(18年11月22日、農林水産省経営局)
- 「集落営農・特定農業団体に関するQ & A (第2版)」(H18.1 農林水産省経営局経営政策課)
- 「特定農業団体の設立運営、規約、会計・税務の留意事項(検討中の案)Ver.4」
(18年7月、全国農業協同組合中央会、全国農業会議所)
- 「集落営農法人化の留意事項Ver.2」(18年7月、全国担い手育成支援協議会)